

## 府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、当該住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体及び用語の定義)

第2条 この要綱に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業に対する補助金の交付は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県の建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱に基づき、府中市が実施するものとする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転事業 交付金要綱附属第Ⅱ編表イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業の第1第1項に規定する事業をいう。
- (2) 危険住宅 交付金要綱附属第Ⅱ編表イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業の第1第2項第1号に規定する危険住宅をいう。
- (3) 移転先住宅 危険住宅に代わる住宅をいう。
- (4) 補助対象住宅 危険住宅又は移転先住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅又は補助対象住宅の敷地の所有者であって市税(延滞金を含む。以下同じ。)の滞納がないもの（共有持ち分がある場合は、全ての所有者について市税の滞納がないもの。）
- (2) その他市長が適当と認めるもの

2 補助対象者が補助対象住宅及び補助対象敷地の所有者と異なる場合、又は共有持ち分がある場合は、補助対象に係る所有者全員の同意を得なければならない。

(補助対象事業等及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅について実施する除却又は移転を行う事業とする。

2 補助対象事業は、補助対象者が、危険住宅を除去した跡地について住宅を再建

築しない旨を誓約し、かつ補助対象事業が完了した旨の標識を設置することを承諾したものでなければならない。

3 補助金の額は、別表に掲げる事業ごとに、当該事業に要した費用の合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 別表に規定する事項は、交付金要綱附属第Ⅲ編表イー16-(12)-1に改正が生じた場合は、当該改正が生じた日と同日に改正したものとする。

5 補助金の交付は、同一の補助対象事業について1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする事業が危険住宅の除却等を行う事業のみ場合にあっては、第8号、第10号及び第11号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 危険住宅及び補助対象敷地に係る登記事項証明書又はその他危険住宅の所有者を証する書類（申請書を提出する日（次号において「申請日」という。）から3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 危険住宅及び補助対象敷地の所有者について、市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）

(3) 危険住宅の付近見取図、配置図（交付金要綱附属第Ⅱ編表イー16-(12)③がけ地近接等危険住宅移転事業の第1第2項第1号のイからハまでのいずれかの区域であることがわかる図を含む。）、平面図及び外観写真

(4) 危険住宅の建築時期が確認できる書類

(5) 危険住宅の除却等に要する費用の見積書

(6) 第3条第2項の規定による危険住宅の除却等に係る同意書（別記様式第2号。交付申請者が補助対象住宅及び補助対象敷地の所有者と異なる場合、又は共有持ち分がある場合に限る。）

(7) 前条第2項の規定による危険住宅跡地に再建築しない旨の誓約書（別記様式第3号）

(8) 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

(9) 補助対象事業に係る資金計画書（別記様式第4号）

(10) 移転先住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）に要する経費の見積書

(11) 金融機関等の貸付契約書等の写し（補助金の交付の対象となる経費が危険住宅の除却等に要する経費のみの申請（以下「除却等費補助申請」という。）を除

く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

4 交付申請者は、補助対象事業の着手（補助対象事業に係る契約を締結する日）の前に、補助金の交付の決定を受けなければならない。

5 第2項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後は、速やかに同項の規定により交付の決定を受けた事業を実施しなければならない。

(変更等の申請)

第7条 事業実施者は、前条第2項の規定による交付の決定を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに府中市がけ地近接等危険住宅移転事業変更申請書（別記様式第7号）に当該変更に係る内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し変更の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業の変更を決定したときは、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書（別記様式第8号）により事業実施者に通知するものとする。

3 事業実施者は、前条第2項の規定による交付の決定を受けた事業（前項の規定による変更決定があった場合は、当該変更決定を受けた変更後のものとする。以下「交付決定事業」という。）を取り止めようとするときは、速やかに府中市がけ地近接等危険住宅移転事業取止届出書（別記様式第9号）により、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、前条第2項の規定による補助金の交付の決定は、その効力を失う。

(事業の着手届等)

第8条 事業実施者は、交付決定事業に着手したときは、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届出書（別記様式第10号）に必要な書類を添付して、市長に

提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の事業着手届書により届け出た工期内に交付決定事業を完了することが困難となった場合は、遅滞なくその事由を付して市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告等)

第9条 事業実施者は、交付決定事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する市の会計年度の末日までのいずれか早い日までに府中市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(別記様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする事業が危険住宅の除却等を行う事業のみ場合にあっては、第5号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅の平面図
- (2) 危険住宅を除却したことがわかる施工前、工事中及び施工後写真
- (3) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
- (4) 危険住宅の除却等に要した経費の領収書の写し
- (5) 移転先住宅の平面図及び立面図
- (6) 移転先住宅に係る清算設計書
- (7) 移転先住宅に係る施工前、工事中及び施工後写真
- (8) 移転先住宅の建設又は購入に係る契約書の写し
- (9) 移転先住宅の建設又は購入に要した経費に係る領収書の写し
- (10) 交付決定事業に係る資金調達書(別記様式第12号)
- (11) 移転先住宅の建設又は購入をするために要する資金を借入れた金融機関その他の機関(以下「金融機関等」という。)との貸付証明書並びに金融機関等により建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (12) 移転先住宅及び補助対象敷地の所有者を証する書類(実施報告日の3月以内に交付されたものに限る。)
- (13) 移転先住宅の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による工事に該当する場合に限る。)その他同等と認められる書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書が提出された場合は、報告書の内容の審査及び現地調査等を行い、交付決定事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（別記様式第13号）により事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記様式第14号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 金融機関等の貸付けの取消しがあったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたととき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第15号）により事業実施者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（別記様式第16号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（指導監督等）

第14条 市長は、事業実施者に対し、交付決定事業に関する報告を求め若しくは必要な指示を行い、又は職員をして交付決定事業の実施について必要な検査をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15条 補助金の交付を受けた事業実施者は、交付決定事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該交付決定事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱

に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、事業実施者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定事業の一部又は全部を取り消すことができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

事業	補助限度額	補助の内容
危険住宅の除却等を行う事業 （除却等事業）	1戸当たり802千円を限度とする。	事業実施者に対して危険住宅の除却等に要する次の費用を補助する。 1 撤去費 2 動産移転費 3 跡地整備費 4 仮住居費（家賃3月分以内） 5 その他移転に伴う経費（10千円以内）
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入を行う事業 （建物助成事業）	1戸当たり4,150千円（建物3,190千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,227千円（建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。	事業実施者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入額利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助する。

備考

- 1 特殊土壌地帯 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定により指定される地域をいう。
- 2 地震防災対策強化地域 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第4号に規定により指定される地域をいう。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定される地域をいう。
- 4 災害危険区域 建築基準法第39条第1項の規定により地方公共団体の条例で指定できる津波、高潮、出水等による危険の著しい区域をいう。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。